

○厚生労働省告示第四百九十五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十条第五号の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

無機薬品及び有機薬品の項中第五十号を第五十一号とし、第六号から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 イブプロフェン